

協議事項・未協議事項について（協議資料）

【今年度協議した事項】

1. 議会インターネット中継の基本的な仕様の確認

平成25年6月定例会より、本会議のライブ中継及び録画中継を実施することで確認した。

（進捗状況）

- | | |
|---------|------------------------------|
| □契約の相手方 | 株式会社大和速記情報センター |
| □運用形態 | ライブ中継 6月定例会より実施 |
| | 録画中継 平成24年5月臨時会以降の映像を配信 |

2. 予算・決算関連議案の審議手法について

(1) 本会議における取り組み

- ・事前説明会を実施した。（決算審査では初めて）
- ・予算関連議案の総括質問を継続実施した。但し、一般質問の中で対応した。（予算のみ）

(2) 特別委員会における取り組み

- ・審査単位を9部局に再編し、部局審査を3日間とした。
- ・1部局あたりの審査時間を2時間、委員一人当たりの質疑応答時間を10分に延長した。
- ・審査最終日の午前中を、会派内で協議する時間として確保した。
- ・会派に属さない議員の文書による質問を許可した。
- ・追加資料について、請求する資料の見直しを各会派に求めた。

【協議未実施の事項】

1. 議会基本条例に関連する検討課題について（前議会改革推進委員長からの引き継ぎ事項）

（具体的事項）

- ・市民に対する積極的な情報公開及び多様な意見を把握するための具体的な取り組み（3条）
- ・議員間の自由討論の場の設置について（第3条）
- ・学識経験者等による専門的事項に係る調査の活用及び公聴制度、参考人制度の活用に関する具体的な取り組みについて（第6条）
- ・反問権の適用対象について（第9条）
- ・議員が主任している審議会の見直しについて（第9条）
- ・文書による質問に関する具体的な運用規定の作成について（第10条）
- ・法第96条第2項により議決すべき事件の追加について（第11条）
- ・重要な政策等の提案について、説明を求めることに関する具体的な取り決めについて（第12条）
- ・議員間の自由討論に関する具体的な実施方法について（第13条）
- ・委員会において審議会等の開催状況に関する報告を求めることに関する具体的な取り決めについて（第15条）

2. 通年会期導入の検討（議長からの諮問事項）